

国保加入者のみなさんへ

国民健康保険は、加入者が病院で支払う一部負担金以外の医療費や出産育児一時金、葬祭費などの給付費用を国や県の補助金と保険税収入によってまかなっています。国民健康保険税は、国民健康保険を運営するための重要な財源です。いつでも安心して医療を受けられるように、納期限内に納めましょう。

●国民健康保険税の納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は、世帯主になります。国民健康保険の被保険者でない世帯主であっても、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、保険税の納税義務者は世帯主（擬制世帯主）となります。

●納付期限内に納めましょう！

保険税の納付期限は、普通徴収の方は月末です。特別徴収(年金天引き)の方は年金受給月の15日に徴収します。また、納付期限を過ぎた納付書では納められませんので、中城村役場で納付してください。

徴収方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収 納付書・口振	随2			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	随1
特別徴収 年金天引	仮徴収						本徴収					
	1期		2期		3期		4期		5期		6期	

※特別徴収1～3期(4月、6月、8月)は、前年度の保険税額を基に仮徴収。

※2～3月の届出および所得更正等は、随1・随2期として計算。

- ◎ 期毎の納付が困難な方は、納付期限が過ぎる前に相談してください。そのまま放置しておきますと、延滞金が加算されます。
- ◎ 納付が滞ると財産の差押などの滞納処分を行う場合があります。

●口座振替について

健康保険課窓口での口座振替の手続きが可能です。また、従来どおり各金融機関での口座振替の手続きも可能になっております。

- ◎ 役場窓口での口座振替の手続きに必要なもの ⇒ キャッシュカード、本人確認書類(免許証など)
役場窓口での口座振替の手続き可能な金融機関は以下のとおりです。

【 沖縄銀行・海邦銀行・琉球銀行・ゆうちょ銀行・沖縄県労働金庫・コザ信用金庫・沖縄県農業協同組合 】

※役場での口座振替について詳しくは健康保険課④番窓口まで

- ◎ 金融機関での口座振替の手続きに必要なもの ⇒ 預金通帳、通帳届け出印、納税通知書

◆ 口座振替の方は、指定金融機関口座から毎月月末(土日、祝日の場合は翌営業日)に振替となります。

裏面へつづく...

●令和 8 年度国民健康保険税の算定

令和 8 年度国民健康保険税は、以下のように算定します。

	所得割①	均等割②	平等割③	年間保険税額 ①+②+③ (課税限度額)
算定基礎	前年の所得に応じて計算	加入者数に応じて計算	1 世帯につき加算	
医療分	加入者全員の基準総所得額×8.1%	加入者の人数×24,900 円	23,100 円	医療分計 (67 万円)
支援分	加入者全員の基準総所得額×2.6%	加入者の人数×8,600 円	7,800 円	支援分計 (26 万円)
介護分 (40～64 歳)	加入者の方の基準総所得額×2.2%	加入者の人数×9,000 円	5,900 円	介護分計 (17 万円)
子ども分	加入者の方の基準総所得額×0.4%	加入者の人数×880 円 ※18 歳未満の子どもは免除	550 円	子ども分計 (3 万円)

※基準総所得額 ⇒ 所得 － 基礎控除額(43 万円)。

※年度途中の加入及び脱退については、年税額を加入月割で課税します。

●保険税の軽減について

国保税には、国保加入世帯の前年度分の総所得金額が一定以下の世帯に対して、均等割額と平等割額が減額されます。

区分	軽減判定基準額（世帯の総所得額*）
7 割軽減	43 万円＋（給与所得者等の人数－1）×10 万円 以下
5 割軽減	43 万円＋（給与所得者等の人数－1）×10 万円＋（31 万円×国保加入者数）以下
2 割軽減	43 万円＋（給与所得者等の人数－1）×10 万円＋（57 万円×国保加入者数）以下

※世帯の総所得額…擬制世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主）の所得も含みます。

※住民税申告(確定申告)が無い場合(世帯の 1 人でも未申告がある場合)は、軽減が適応されません。
所得のない方も所得無し（ゼロ 0 円）の申告が必要です。

●保険税の決定と変更

国民健康保険税は、毎年 6 月に年度課税（4 月分から翌年 3 月分迄）をおこないます。令和 7 年中の所得を基に 12 ヶ月分を一括算定し、7 月初旬に納税通知書（8 回払い）を送付します。保険税を決定した後に、加入者数の増減や所得の更正などにより変更が生じた場合は、保険税を再計算し、変更後の納税通知書を随時郵送致します。 その場合、変更が決定した月の期別保険税額から調整をしますので、発行年月日の新しい納税通知書で納付してください。

年度途中で加入した場合	加入した月から月割計算
年度途中で脱退した場合	脱退した月の前月迄の月割計算 納めすぎの場合は、国保税を還付
介護保険第 2 号被保険者 40 歳以上 65 歳未満	40 歳到達する月からの月割計算 65 歳到達する前月までの月割計算

〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間 585 番地 1
中城村役場 健康保険課 国保係
TEL098(895)2171(直通)